かすみがうら市環境基本計画(案)

◆計画の位置づけと役割

本計画は、市環境基本条例と環境基本法第15条に基づき、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るための基本的な方針を定め、豊かな自然を守り、市民の生活環境を向上させていくために策定するものです。

地球温暖化が原因で引き起こされる気温の上昇や大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、本市にも現れています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策(緩和策)に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)に取り組んでいく必要があります。このことから、気候変動適応法第12条に基づき、本計画では、「かすみがうら市気候変動適応計画」も併せて策定します。

更には、本市内のすばらしい環境を守り、生物多様性を保全していくため、生物多様性基本法第13条に基づき、本計画にて「かすみがうら市生物多様性地域戦略」を加味した計画としても策定することとしました。

市、市民、事業者及び滞在者の各主体が一体となって、協働で目標に向かって取り組みを実践し、本市のすばらしい環境を保全していくため、それぞれの役割と、環境の保全に関する取り組みを示し、主体的な行動を促進します。

◆計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、かすみがうら市環境基本条例に係る環境全般を対象とし、分野構成は、対象と する範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

自然環境の保全	生活環境の保全	循環型社会の形成	環境保全活動の推進
・生物多様性(動植物)	・大気環境	・循環型社会・不法投棄・地球温暖化対策・気候変動適応策・再生可能エネルギー・ゼロカーボンシティ	・地域美化活動
・農地	(大気、悪臭、騒音・振動)		・子供たちの環境教育
・水辺(霞ヶ浦流域)	・水環境 (河川、湖沼)		・環境学習
・里地・里山	・土壌・地下水・化学物質		・環境保全活動
・自然公園・緑地	・防災のレジリエンス		・外来生物への対応
・歴史・文化	・環境美化		・地域協働

◆計画の期間

本計画の期間は、令和 5 (2023) 年度から令和 14 (2032) 年度までの 10 年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆計画の推進主体

本計画の推進主体は、市、市民、事業者、滞在者とします。

それぞれの役割を認識し、日常生活や事業活動を見直し"協働"、"連携"しながら取り組むことを基本とします。

市	市民	事業者	滞在者
環境への負荷の少ない	市民は、日常生活におい	事業者は、その事業活動	滞在者は、滞在中の環境
事業の実施に努め、豊かな	て、良好な「水質の保全」、	を行うにあたっては、「公	への負荷の低減や良好な
自然と人が共存する持続	「廃棄物の減量」、「騒音の	害を防止する」と共に、環	環境の保全に努めるとと
可能なまちづくりを進め	発生防止」その他「環境へ	境の保全等に自ら努め、事	もに、市が実施する環境保
ていきます。また、国が示	の負荷の低減」に努めると	業における温室効果ガス	全に関する施策へ積極的
した温室効果ガス削減目	共に、環境の保全等に自ら	削減と省エネの両輪を意	に協力します。
標に沿った取組を推進し、	努め、市が実施する環境等	識した行動に努めます。	
2050 ゼロカーボンシティ	に関する施策へ積極的に	また、市が実施する環境	
に向けて国、県及び地方公	参加します。また、生活の	の保全等に関する協力を	
共団体と連携・協力し、市	中での省エネや気候変動	はじめ、地域における環境	
民一体となって達成を目	への適応について、市の施	保全活動へ積極的に参加	
指していきます。	策に応じて実行します。	します。	

◆本市の望ましい環境将来像

「かすみがうら市環境基本条例」に掲げた基本理念の実現に向けた最も基本的な目標を、本市の望ましい環境将来像として次のように定めます。

人と自然が寄り添い 未来へ紡ぐ湖山の郷 かすみがうら

本市は、温暖な気候で南部には面積が日本第二位の霞ヶ浦があり、霞ヶ浦(西浦)がもたらす水資源やワカサギなどの水産資源、霞ヶ浦(西浦)周辺でのレンコン栽培などの農業、周辺に整備されたサイクリングロードなどの観光 資源が活用されています。

北部は筑波山地の南端部をしめる四季豊かな里山を有し、筑波山の採石場跡地を自然との触れ合いの場として整備した「雪入ふれあいの里公園」など、多種多様な自然環境から多くの恵みを受けています。

私たちはこれからの豊かな自然環境を守り、これから先の世代へ残していく責任があります。環境と調和し、一人 ひとりが環境と向き合い、よりよい環境を創造していきます。

◆基本目標

環境を保全していくためには、市、市民、事業者及び滞在者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。本市の望ましい環境将来像の実現を目指し、以下の4つを基本目標として、推進していきます。

自然環境の保全	生活環境の保全	循環型社会の形成	環境保全活動の推進
「自然と共に歩むまち」	「環境にやさしく暮らす まち」	「地球と共生できる まち」	「一人ひとりが環境と 向き合うまち」
本市の自然環境は、生	私たちの身近にある、	地球環境問題の多く	快適な環境づくりをし
物多様性を育み、農林水	大気汚染や水質汚濁、不	は、私たちが環境に多大	ていくため、私たち一人
産などの営みを支え、市	法投棄などの問題は、快	な負荷を与えてきたこと	ひとりが環境への配慮や
民の憩いの場を提供して	適な生活環境や豊かな自	が原因です。地球温暖化	改善すべき行動をしてい
くれるなど、豊かな恵み	然環境に悪影響を及ぼし	対策や4R、気候変動適	くことが求められていま
を生み出しています。	ています。きれいな空気	応策を積極的に進め、カ	す。環境の保全と創造に
将来にわたってこの恵	や水、清潔で美しいまち	ーボンニュートラル社会	積極的に取り組むため
みを享受できるように、	並みを維持し、安心・安	を実現していくため持続	に、正しい知識の下での
自然環境の維持と向上を	全な生活環境の保全を進	可能な開発目標(SDGs)を	環境活動を進め、『一人
進める『自然と共に歩む	め、『環境にやさしく暮ら	遂行し『地球と共生でき	ひとりが環境と向き合う
まち』を目指します。	すまち』を目指します。	るまち』を目指します。	まち』を目指します。









◆環境施策の体系

現況と課題を整理して体系化した分野別基本目標と、これらを達成するための施策の方向及び内容、実現に向けた リーディングプロジェクトを以下に示します。

環境将来像	基本目標	施策の方向
	自然環境の保全	1.1 生きもののことを考え、 共存を目指して行動しよう
	2 報酬を せれた 3 すべての人に 保護と留せを ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.2 豊かな農地と貴重な森林を守っていこう
と自然が寄り添い 未来へ紡ぐ湖山の郷 かすみがうら		1.3 親しみやすい水辺を作っていこう
		1.4 自然・歴史・文化をつないでかすみがうらの 魅力を引きだそう
	生活環境の保全 2 新聞を	2.1 ここちよい風を感じる空間を作っていこう
		2.2 水がきれいなまちを目指していこう
		2.3 安心・安全のために、正しい知識を持って 行動しよう
		2.4 環境美化意識を高め、きれいなまちを 作っていこう
	循環型社会の形成 2 前線を	3.1 一歩踏み込んだ地球温暖化対策及び 気候変動適応策を進めていこう
	17 (に対したので) 国際には成人と	3.2 4 Rに取り組み、 循環型社会の形成を目指そう
	環境保全活動の推進 4 別の思い教育を 11 世本域行がれる 13 別無意思に 14 海の思かさを ラカラン 17 ピーケーシップで 日日	4.1 大人も子どももみんなで環境について 学んでいこう
		4.2 誰でも気軽に環境保全活動ができるようにしよう

施策の内容

- ◆生物の生息情報の共有
- ◆生物の生息環境の保全
- ◆農地の保全
- ◆森林の保全
- ◆農地・森林の活用
- ◆自然に近い水辺の保全
- ◆恵まれた水辺の利活用
- ◆自然を活かした公園等の整備
- ◆文化遺産の保護・保全
- ◆エコツーリズムの活性化
- ◆大気環境の保全
- ◆悪臭対策
- ◆騒音・振動対策
- ◆水環境の監視・調査
- ◆川を汚さないための対策
- ◆土壌・地下水汚染対策
- ◆有害化学物質の排出防止対策
- ◆放射性物質による環境汚染対策
- ◆環境美化意識の普及・啓発
- ◆きれいなまちづくりの推進
- ◆CO₂削減のための取組の推進
- ◆地球にやさしいエネルギー利用の推進
- ◆地球温暖化及び気候変動に関する情報 収集や適応策の推進
- ◆SDGs 達成に向けた取組の推進
- ◆ごみ減量化の推進 (Reduce(リデュース))
- ◆再使用の推進 (Reuse(リユース))
- ◆再資源化の推進 (Recycle(リサイクル))
- ◆発生回避の推進(Refuse(リフューズ))
- ◆地域循環共生の推進
- ◆環境教育と学習の推進
- ◆市民が一体となった取組の推進
- ◆環境情報の収集及び提供
- ◆環境保全活動の普及・啓発
- ◆環境保全活動リーダーの確保
- ◆環境保全活動の支援

リーディングプロジェクト

1 「自然との共生へ! きれいなまちづくり」

生物多様性を育み、農林水産などの 営みを支え、将来にわたってこの恵み を享受できるように、自然環境の維持 と向上を進めます。

2 「よりよい環境へ! CO₂を減らそう」

きれいな空気や水、清潔で美しいま ち並みを維持し、安心・安全な生活環 境の保全を進めます。

3 「地域循環共生へ! SDGs を進めよう」

地球温暖化対策や4R、気候変動適 応策を積極的に進め、地域循環共生圏 の推進とカーボンニュートラル社会 を実現していきます。

4 「環境保全推進へ! みんなで行う環境づくり」

私たち一人ひとりが環境への配慮 や改善すべき行動をしていくことが 求められています。環境の保全と創造 に積極的に取り組んでいきます。

5 「気候変動適応へ! まちも人も備えよう」

世界的にも問題となっている、気候変動問題へ適応していくため、温室効果ガス排出の緩和と気候変動による影響に備えていきます。

·地域循環共生圏登録·生物多様性地域戦略·気候変動適応計画

◆かすみがうら市地域気候変動適応計画

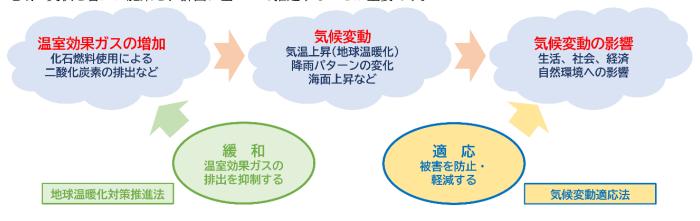
<かすみがうら市地域気候変動適応計画策定の背景と目的>

近年全国各地で、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響があらわれ、その影響は本市にも現れています。その要因となる地球温暖化に対して温室効果ガスの排出量を削減する緩和策を推進する事に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減の為の適応策に取り組んでいく必要があります。

平成30 (2018) 年10月、国連IPCC (気候変動に関する政府間パネル)「1.5℃特別報告書」において、「気温上昇を約1.5℃に抑えるためには、平成12 (2030) 年までに平成22 (2010) 年比で世界全体のCO2排出量を約45%削減することが必要」という知見が示されています。また、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26) のグラスゴー気候合意では、「気候変動及び生物多様性の損失という相互に結びついた世界全体の危機、自然及び生態系の保護、保全及び回復、が気候変動への適応及び緩和のための利益をもたらすにあたり重要な役割を果たす」と述べられました。

国内では2018年6月に、気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力に推進していくべく「気候変動適応法」が成立し、同年12月1日に施行されています。

気候変動の影響は地域特性によって大きく異なり、その理由から、地域特性を熟知した地方公共団体が主体となり、 地域の実状を含んだ施策を、計画に基づいて推進することが重要です。



緩和: 気候変動の原因となる<mark>温室効果ガスの排出削減対策</mark> 適応: 既に生じている、あるいは、将来予測される

気候変動の影響による被害の防止・軽減対策

緩和と適応のイメージ【出典: 令和元年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書(一部修正)】

<国や県の影響評価結果>

我が国は、気候変動適応法第7条に基づき、政府としての「気候変動適応計画」を策定し、令和3 (2021) 年 10 月 に見直しを行いました。この「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、現状と将来の気候変動の影響に基づく今後の影響と適応の基本的な施策が示されています



<かすみがうら市で対策を進めるべき分野の整理>

かすみがうら市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたって、国の気候変動影響評価手法を踏襲しつつ、以下の2つの観点から、本市が今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

- (1) 国の「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本市に存在する項目。
- (2) 本市において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目。

